

主たる営業所等届出書を提出した方へ

今後、改正法の施行日まで(**令和2年3月31日まで**)に、主たる営業所等届出書の記載内容について変更が生じた場合は、再度届出書を提出する必要があります。

再度の届出をしなかった場合は、**古物営業許可は失効**することとなります。

営業所に関する変更(営業所の名称及び所在地の変更、営業所の新設・廃止)が生じたときは、変更届出書と一緒に、再度主たる営業所等届出書を提出してください。

☆届出書提出の流れ☆

- ① 沖縄県警ホームページ又は警察署窓口で「変更届出書」「主たる営業所等届出書」を入手し、必要事項を記入する。
- ② 営業所を管轄する警察署に提出する。

※持参するもの

上記届出書、古物商許可証、委任状(代理人が提出する場合)、窓口に来る人の身分証明書

受付時間 平日09:30~12:00、13:00~18:15

《お問い合わせ先》
沖縄県警察本部
生活安全企画課審査第二係
(098)862-0110 内線3043
又は営業所を管轄する警察署へ!

